

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	15 件

北海道国民年金 事案 1650

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から同年11月まで

私は、短大卒業後の昭和53年4月に国民年金に加入し、同年11月に婚姻した際に、強制加入から任意加入に切り替えて国民年金を継続していた。

申立期間当時、A県B市役所に非常勤職員として勤務し、国民年金保険料は、自分が同市役所窓口で納付していた。

私は、昭和54年12月に自ら国民年金を脱退したが、被保険者資格を喪失するまで確実に国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月ごろに国民年金に加入し、同年11月の婚姻後は、強制加入から任意加入へ種別変更手続を行い、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の所持する年金手帳により、申立期間後の第3号被保険者期間においても、住所変更手続をその都度行っていたものと推認できることから、国民年金制度への意識も高かったことが認められる。

さらに、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）によると、昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料が同年8月21日に現年度で納付されたものと認められ、申立期間当時、申立人はB市役所に勤務していたとすることから、当該期間及び申立期間の保険料は同市役所で納付されたものと推認される。

加えて、申立人が申立期間に納付したとする国民年金保険料額は当時の額とほぼ一致している上、申立期間当時は夫婦共働きであり、経済的にも安定し、

生活状況にも大きな変化が認められないことから、申立期間の保険料についても納付されたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月

私は、平成16年4月にA社会保険事務所（当時）で年金相談をした際に付加年金制度を知り、その場で付加年金の加入手続をした。

その際に、国民年金保険料の前納期限に間に合わないので、平成16年4月分の付加保険料400円を窓口で払うように言われ、現金で払ったが領収書はもらわなかった。

その後、平成16年5月から17年3月までの11か月分の付加保険料の納付書が郵送されてきたので銀行で納付した。

しかし、ねんきん特別便には申立期間の付加保険料の納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年4月15日にA社会保険事務所で年金相談を行った際に付加年金制度を知り、その場で加入手続を行ったとしており、オンライン記録においても、付加年金の加入日は同日で、付加保険料の納付始期も同年4月からとなっていることから申立内容と一致する。

また、申立人が所持する日記帳には、付加年金の加入手続を行った日に、平成16年4月の付加保険料を納付した記載があるほか、同年5月28日に5月以降の付加保険料を納付書で納付した記載があり、申立人の所持する領収書からも同日に納付したと確認できることから、申立内容の信ぴょう性は極めて高い。

さらに、申立期間を含めた平成16年度国民年金保険料が口座振替により前納されていることから、申立期間の付加年金の加入条件を満たしており、付加年金に加入した際に、窓口で4月分の付加保険料を現金納付し、5月分以降は納付書により納付するように指示されたとしているところ、加入手続及び申立

期間の保険料納付に同行したとする申立人の夫からも同様の証言を得ており、申立期間の付加保険料のみ納付しないことは不自然である。

加えて、申立人は、国民年金の加入期間において、国民年金保険料を前納するとともに、付加保険料についても、申立期間を除いて未納が無く、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1652 (事案 1362 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年8月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から45年3月まで
② 昭和46年4月から48年3月まで

申立期間当時、A市にあった勤務先の商店主が私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、保険料については、昭和44年9月から47年5月ごろまでは、小柄で40歳ぐらいの女性の集金人が、2か月おきぐらいに勤務先に集金に来ていた。昭和47年6月ごろ、勤務していた商店を退職し、同年8月ごろまでアルバイトをしていたが、その時も同じ集金人に国民年金保険料を納付していた。その後、昭和47年9月に結婚し、48年3月までは、実家の母親が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

先の申立てでは、申立期間の記録訂正が認められなかったが、その後、新たな資料として、申立期間当時、私と同じ集金人に国民年金保険料を納付していた当時の勤務先の店主の息子の妻から、同人の国民年金領収書入手した。この領収書には集金人の氏名が記載されており、私が集金人に国民年金保険料を納付していた証明になるはずである。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、国民年金保険料を納付する際、集金人に国民年金手帳を提出したことはなく、保険料の領収証書を受け取ったこともないこと、申立期間②については、申立人が勤務していた商店の店主の息子の妻は、申立人と一緒に保険料を納付していたと述べているが、その妻及びその夫の当該申立期間における保険料は前納されており、保険料を

定期的に集金人に納付する必要がないこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 しかしながら、申立期間②のうち昭和 46 年 4 月から 47 年 8 月までの国民年金保険料については、i) 当初の決定後に申立人から提出された商店の店主の息子の妻の国民年金領収書(昭和 47 年度分及び昭和 50 年 1 月から同年 12 月までの保険料)により、申立人が述べている集金人が同商店に保険料の集金に来ていたこと、ii) 同集金人については、今回、A 市への照会により、申立期間当時、A 市国民年金推進員として B 区の担当であったことなどが確認できることから、定期的に集金人に保険料を納付していたとする申立人の主張は不自然ではない。

一方、申立期間①が国民年金保険料の申請免除期間にされていることについて、申立人は「免除申請手続をした記憶はなく、納付したはずである。」と述べているのみであるほか、申立人の国民年金の加入手続は、申立人が勤務していた商店の店主が行っており、申立人自身は直接関与していない上、その店主は既に死亡しているため、当時の状況が確認できない。

また、申立期間①に係る申立人の国民年金手帳記号番号については、申立人の周辺被保険者の状況調査により、昭和 45 年 1 月ごろに払い出されたものと推認できるが、申立人は、当該期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶がないと述べていることなどから、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情はなく、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

さらに、申立期間②のうち申立人が結婚した後の昭和 47 年 9 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡している上、申立人は、当該期間の保険料について、その母親に実際に納付したかどうか確認していないと述べており、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人は、A 市から C 町に転居してから国民年金に再加入し、別の国民年金手帳記号番号が昭和 48 年 9 月ごろ払い出されているところ、C 町の国民年金被保険者名簿兼検認カードでは、資格取得年月日が 47 年 9 月 8 日とされており、当該手帳記号番号が払い出された時点において、47 年 9 月から 48 年 3 月までの保険料は過年度納付となるが、申立人は、当該期間の保険料を遡^{そきゅう}及して納付した記憶はないと述べていることから、当該期間の保険料が納付されたものとは考え難い。

そのほか、申立人が、申立期間①及び②のうち昭和 47 年 9 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和46年4月から47年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 2371

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における船員保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和59年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月29日から同年3月1日まで
昭和47年9月11日から現在に至るまで、A社に継続して勤務しているが、申立期間の船員保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した在職証明書、社員台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和59年3月1日にA社B部から同社本社に異動）、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B部における昭和59年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が船員保険被保険者資格喪失日を昭和59年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年2月29日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を同資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の船員保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年5月1日まで

昭和28年3月に高等学校を卒業後、同年4月からA社B支店に新規採用の正社員として採用され、同社C支店に異動する同年12月まで勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、A社が発行した職歴書を保管しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する職歴書、及びA社が保管する人事異動通知により、申立人が、申立期間において同社B支店に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年11月1日から申立期間後の38年までの期間において当該事業所で同保険の被保険者資格を取得した者のうち、各年の5月又は6月に同資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が判明した者二人に照会したところ、このうち28年6月1日に同資格を取得したことが確認できる一人は、「新規採用者はすべて4月1日付けの採用であったが、私は中途採用であり、採用時期は記憶していないものの、試用期間や見習期間は無かった。」と供述しているほか、35年5月6日に同資格を取得したことが確認できる他の一人は、「採用

日と厚生年金保険被保険者資格取得日は合致しており、試用期間や見習期間は無かった。」と供述しており、当時、当該事業所において、各年4月1日に採用した者について各年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、上述の人事異動通知により、昭和28年4月1日付けで正社員の新規採用が行われたことが確認できるA社の25支店（B支店、及び当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していないものを除く。）の被保険者名簿によれば、各支店における厚生年金保険被保険者記録が先頭記録であることが確認できる者で、同保険の被保険者資格取得日が同年5月1日となっている者はいないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和28年5月の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和40年6月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月11日から同年7月2日まで

昭和37年4月から平成10年5月末までA社に継続して勤務していたが、同社C工場から同社B支店に異動した申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、A社が発行した在籍証明書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、及びA社が保管する人事台帳により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和40年6月11日にA社C工場から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和40年7月の社会保険事務所(当時)の記録から判断すると、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道国民年金 事案 1653

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を昭和53年7月25日に納付した領収証書を所持しているのに、未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月ごろ払い出されており、その時点で、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人が所持する2葉の「納付書・領収証書」を見ると、それぞれ昭和53年7月25日に昭和50年度分及び54年6月28日に51年度分の保険料が納付したことになるが、i) 納付金額は、前者が51年度保険料である「16,800円」及び後者が52年度保険料である「26,400円」となっていること、ii) 納付期限は、前者が51年度保険料納付期限である「53年7月末日」及び後者が52年度保険料納付期限である「54年7月末日」となっていることから、申立人は、51年度及び52年度の国民年金保険料を過年度納付していたことが確認でき、申立人の納付記録に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする期間は、第3回特例納付期間（昭和53年7月から55年6月まで実施）であるが、申立人の所持する領収証書から、申立期間の保険料を特例納付していたものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1654 (事案 888 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から42年3月まで

前回の申立てでは、申立期間の訂正が認められなかったが、その後、私の母親が私の国民年金保険料と一緒に保険料を納付していたと思われる新たな従業員の名前を思い出した。

私の母親は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続をし、当時、私の国民年金保険料と併せて母親が経営する商店に住み込みで働いていた従業員の保険料と一緒に納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれていたとする申立人の母親は既に死亡し、申立人は加入手続及び保険料納付に関与していないため、当時の状況が不明である上、i) 申立人の母親が申立人の保険料と一緒に保険料を納付していたとする従業員は、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間又は20歳前で国民年金の被保険者資格が無かったこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年10月ごろに払い出されたものと推認でき、この時点で申立期間の保険料は時効により納付できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月24日付けで年金記録を訂正する必要は無いとする通知が行われている。

今回、新たな事情として、申立人は、申立期間当時、申立人の母親が経営する商店に住み込みで働き、その母親が申立人の国民年金保険料と一緒に保険料を納付していた従業員二人の名前を新たに思い出したとしているところ、このうち、一人は、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿において該当者の記録を確認することができなかったが、他の一人については、同人の供述

から、申立人の母親が経営する商店で勤務していたことが確認できた。

しかしながら、同人は、申立期間前の昭和40年7月又は同年8月ごろに申立人の母親が経営する商店を退職したと述べている上、i) 同商店に勤務していた期間は、実家があるA町に住所を定めていた、ii) 国民年金については、同商店を退職した後に加入手続し、国民年金保険料を納付したと供述しているほか、国民年金手帳記号番号払出簿により、同人の手帳記号番号は41年10月に婚姻した先の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)で払い出されていることが確認できることから、同人は、申立人の母親が申立人の保険料と一緒に保険料を納付していた従業員とは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1655

第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月から11年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月から11年6月まで

私は、平成9年10月に会社を退職した後、A市B区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を銀行か郵便局で納付していたはずなので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後、平成9年11月ごろにA市B区役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を申立人自身が行ったと述べているが、同区役所において、申立人が国民健康保険に加入した記録が確認できない一方、C健康保険協会D支部の回答により、申立人は、申立期間に係る9年11月1日から11年7月1日までの期間は、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる上、申立人は国民年金の加入手続時に年金手帳を持参したとも述べているが、申立人が唯一所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日(平成9年7月1日)と次の同資格取得日(11年7月1日)の日付けが国民年金の被保険者資格の取得日(9年7月1日)及び同喪失日(11年7月1日)として手書きで記載されている上、申立期間に係る国民年金の被保険者資格の取得記録が無いなど、申立人の供述内容及び同人が所持する年金手帳の記録には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、A市が保管する平成10年度及び12年度の国民年金被保険者名簿により、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認でき、この記録はオンライン記録とも一致している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付期限までに申立人自身

が銀行又は郵便局で納付していたと述べているが、オンライン記録により、申立期間直前の平成9年4月から同年6月までの国民年金保険料が、納付期限を過ぎた10年2月に納付されていることが確認できるほか、12年2月21日には、E社会保険事務所（当時）が、9年11月1日に国民年金の未加入期間が発生した資格取得勧奨対象者として申立人の情報をA市B区役所に通知していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から50年8月まで

私の国民年金加入記録は、国民年金保険料の月額が1,100円であった昭和50年9月に国民年金に任意加入したことになるが、月額500円ぐらいの保険料を納付していた記憶があることから、月額保険料が550円になった47年7月ごろには国民年金に加入していたはずであり、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料が月額500円ぐらいの保険料を納めていた記憶があることから、月額保険料が550円であった昭和47年7月ごろに国民年金に加入したはずだと述べているが、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付方法の記憶が定かでなく、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立人が唯一所持する三制度共通年金手帳（昭和49年11月から使用）により、昭和50年9月25日に初めて国民年金の被保険者資格を取得し、被保険者種別が任意加入被保険者であることが確認でき、この記録は、A市が保管する昭和50年度の国民年金過年度納付記録簿及びオンライン記録とも一致している上、申立人は他に年金手帳の交付を受けた記憶がなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、この時に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、任意加入被保険者については、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することはできず、保険料をさかのぼって納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和47年当時に申立人の義理の妹と国民年金の加入について、話をしたことがあると述べており、申立人の義理の妹は、「昭和47年に国民年金に任意加入し、3か月分の保険料1,350円（月額450円）を一度だ

け納付したことを申立人に話した時、申立人も国民年金に加入したと言っていた記憶がある。」と供述しているが、申立人の義理の妹は、同人が所持する年金手帳及びオンライン記録により、61年4月1日に初めて国民年金の被保険者資格（第3号被保険者）を取得していることが確認でき、申立期間に係る47年当時は、国民年金に未加入であったものと推認できる上、同人は、ほかに年金手帳の交付を受けた記憶がないとしていることから、申立人の義理の妹の供述は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2374

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 21 日から同年 12 月 1 日まで
申立期間はA社(現在は、B社)に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、「A社は、昭和 61 年 9 月 1 日に親会社であったC社から独立して事業を開始した。事業開始時の社員名簿に4人の名前は記載されているが申立人の名前は無く、申立期間に申立人が勤務していたか否かは分からない。また、申立期間当時の社会保険関係の資料も保存されていない。」と回答しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社は昭和 61 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚4人に照会したところ、二人から回答を得られ、そのうちの一人は「私が昭和 61 年 9 月 1 日に入社した時に経営主体がC社からA社に変わった。その際、A社の厚生年金保険の加入手続が遅れたため、同年 12 月から同保険に加入した。入社日から厚生年金保険に加入するまでの期間については、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

加えて、申立人から提出された給与明細書等の資料は、申立期間以外の期

間に関するものであることから、申立期間において申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

なお、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から 51 年 6 月 1 日まで
昭和 48 年 8 月 1 日に A 社を設立し、代表取締役として同社に勤務した。
会社設立と同時に厚生年金保険の加入手続をしたにもかかわらず、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できない。
健康保険証をもらっており何度も病院に行っているため、厚生年金保険に加入していたはずである。
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 8 月 1 日に A 社を設立したと主張しているところ、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に「A」の名称で事業を営んでいたことは推認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A 社の設立登記は昭和 50 年 4 月 16 日付けで行われており、申立人は同日以降同社の代表取締役であったことが確認できる上、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、同社は、51 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、同保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、申立人は、「昭和 48 年 8 月に、私、私の妻及び他の一人の 3 人で会社を設立した。会社設立から 2 年から 3 年経過したころに従業員を数名採用した。しかし、当時の資料をすべて破棄しているため、厚生年金保険の適用等については確認できない。」と供述している。

なお、個人事業所の事業主は、厚生年金保険法第 9 条に規定する厚生年金保険の被保険者に該当しない上、申立期間当時は、5 人未満の従業員を使用する法人の事業所は強制適用事業所に該当しないこととされていた。

さらに、商業登記簿謄本によりA社の設立当時取締役であったことが確認できる者に照会したところ、同人は「昭和50年4月ごろから同年11月ごろまで取締役として勤務していたが、厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかった。」と供述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、同人に係る被保険者記録は無い。

加えて、オンライン記録によりA社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和51年6月1日）に申立人と共に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚4人のうち所在が確認できた二人に照会したところ、回答があった一人の妻は、「主人は、A社には昭和51年4月に入社しているが、初めの2か月間は厚生年金保険に加入していなかった。厚生年金保険料も控除されておらず、試用期間だと思っていた。」と供述しており、この供述は当該同僚のオンライン記録とも符合している。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで
昭和 48 年 8 月 1 日に夫が設立した A 社に、同日から 56 年 10 月 1 日まで勤務した。
会社設立と同時に厚生年金保険の加入手続をしたにもかかわらず、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については昭和 48 年 8 月 1 日に申立人の夫が設立した A 社に勤務していたと主張しているところ、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がその夫と共に申立期間中に「A」の名称で事業を営んでいたことは推認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A 社の設立登記は昭和 50 年 4 月 16 日付けで行われており、申立人は同日以降同社の監査役であったことが確認できる上、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、同社は、51 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 48 年 8 月 1 日から 51 年 6 月 1 日までの期間については適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人は、「昭和 48 年 8 月の会社設立当初は、主人と私と取締役一人の 3 人であり、数年後には従業員は 5 人程度になった。しかし、当時の資料をすべて破棄しているため、厚生年金保険の適用等については確認できない。」と供述している。

さらに、商業登記簿謄本により A 社の設立当時に取締役であったことが確認できる者に照会したところ、同人は、「昭和 50 年 4 月ごろから同年 11 月

ごろまで取締役として勤務しているが、厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と供述しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を確認したが、同人に係る被保険者記録は無い。また、オンライン記録によりA社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和51年6月1日）に、代表取締役である申立人の夫と共に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚4人のうち所在が確認できた二人に照会したところ、回答があった一人の妻は、「主人は、A社には昭和51年4月に入社している。初めの2か月間は厚生年金保険に加入していなかった。保険料も控除されておらず、試用期間だと思っていた。」と供述している。

加えて、申立人の当該事業所に係る被保険者原票によると、申立期間において申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない上、申立人の夫の当該事業所に係る被保険者原票によると、同原票の被扶養者欄には申立人の名前が記載されているとともに、扶養終了年月日欄には「52.4.1」と記載されていることが確認でき、当該日付は申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日と合致している。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2377 (事案 677 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 6 月 1 日から 23 年 12 月 31 日まで
A 社には昭和 21 年 8 月に入社し、23 年 12 月 31 日まで途切れることなく勤務し、B 業務の仕事をしていた。
厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨を申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。
この度、当時の職場のものと思われる名簿等が見つかり、それらを提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がないこと、ii) A 社は、昭和 25 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も不明のため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料控除の状況を確認できないこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚 6 人は所在不明のため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について供述を得られない上、そのうち 4 人は当該事業所における申立期間の厚生年金保険加入記録が存在しないこと、iv) 22 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している 32 人のうち供述を得られた者が、「従業員全員が昭和 22 年 6 月 1 日で退職したものと思っている。」と供述していることを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、厚生年金保険料控除を示す資料とし

て新たに「A社創立総会決議録」、「役職員名簿」及び「回覧」を提出したが、これらの資料は、A社の前身であるC社が昭和22年5月31日に清算を完了する以前の期間に関する書類であると推認され、いずれの資料においても保険料控除を示す記載は見当たらないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、申立期間について当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2378

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
② 昭和 52 年 9 月 1 日から 55 年 3 月 31 日まで

申立期間①については、昭和 52 年 4 月 1 日にA社に入社し、B社の福利厚生施設で勤務していた。

申立期間②については、A社を昭和 52 年 8 月末に退職した後、同年 9 月 1 日から大学生の入居者を対象としていたC施設にD職として入社し、勤務していた。

両申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社という名称の事業所は、適用事業所名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、同事業所の所在地を管轄する法務局においても、法人登記は見当たらない。

また、申立人は事業主の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、事業主に確認することができない。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた一人については、所在が不明であることから、同僚に申立人の勤務実態等について確認することができない。

加えて、申立人に係る当該事業所における雇用保険の加入記録も見当たらない。

2 申立期間②について、事業主の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は大学生のみが入居していたC施設に勤務していたこ

とは推認できる。

しかしながら、申立期間②に係るC施設の厚生年金保険の適用状況について事業主に照会したところ、「C施設は、厚生年金保険に加入していなかった。厚生年金保険に加入していないので、保険料を給与から控除することはなかった。」と供述しているところ、適用事業所名簿及びオンライン記録により、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が無いことが確認できる。

また、C施設という名称の事業所は、当該事業所の所在地を管轄する法務局においても、法人登記は見当たらない。

さらに、申立人に係る当該事業所における雇用保険の加入記録も見当たらない。

3 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2379

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 18 日から 50 年 3 月 26 日まで

昭和 48 年 11 月 19 日から 50 年 3 月 25 日まで A 社に継続して勤務したが、同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が 48 年 12 月 18 日と記録されており、この記録は私が記憶している勤務実態と相違しているため、同保険の被保険者資格喪失日について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述から判断すると、退職時期を特定することはできないものの、申立人が申立期間中において A 社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 49 年 5 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうち同日から 50 年 3 月 26 日までについては、同保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所は商業登記簿謄本により、昭和 54 年 12 月 2 日に解散していることが確認できることから、当時の代表取締役等に照会したところ、「申立人が勤務していたかどうかは不明である。また、私は当社の事務に多少かかわっていたのみであり、社会保険の事務手続については不明である。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時に当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる 9 人に照会したところ、5 人から回答を得られたが、いずれの者からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、前述の5人のうち3人は、「会社から、業績不振により会社を閉鎖する旨の説明があった。」と供述している。

その上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票とオンライン記録の資格喪失年月日は一致しており、記録に訂正等の不自然さは見られない。

また、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2380（申立期間①は事案 1381 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から26年6月まで
② 昭和26年6月ごろから27年3月ごろまで
③ 昭和27年3月ごろから同年8月ごろまで

申立期間①については、A市に所在していたB作業場でC事業を行っていたD社に知人の紹介により採用された。同社では、E作業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できないため、第三者委員会に申し立てた。

第三者委員会から申立期間について年金記録の訂正のあっせんは行わないと通知されたが、申立期間当時の証言をしてくれる同僚が見つかったので、再度申し立てる。

また、申立期間②については、A市に所在していたF作業場でC事業を行っていたG社に、申立期間③については、同市に所在していたH作業場でC事業を行っていたI社（現在は、J社）に、いずれもK作業員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、商業登記簿謄本の記録を確認しても、申立期間当時、同社が申立ての地域に存在していたことは確認できなかったこと、ii) 申立人がD社と一緒に勤務していたとする同僚13人のうち6人については、いずれも、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができないほか、申立人が氏名を記憶してい

た他の7人のうち4人については、オンライン記録によると、厚生年金保険の被保険者であった形跡が無く、別の一人は同姓同名の者が多数確認できるため、個人を特定することができないことから、これらの者から同社における厚生年金保険の適用状況、申立人の勤務状況等について確認することができなかったこと、iii) 同僚13人のうち個人が特定された二人については、オンライン記録によると、このうち一人は、申立期間の一部において申立ての事業所とは異なるL社H事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、同人は既に死亡しており、申立人をD社に紹介したとする他の一人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同人の所在は不明であることから、これらの者からも、同社における厚生年金保険の適用状況、申立人の勤務状況等について確認することはできなかったこと、iv) 前述の申立人の同僚が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるL社H事業所、申立人がD社の元請であったとするM社A事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無かったこと、v) 申立人がD社の元請であったとするM社を継承するN社、同僚について厚生年金保険の加入記録が確認されたL社を継承するO社にそれぞれ照会したものの、いずれも「当時の資料は残っていないため、下請会社等に関しては一切不明である。」と回答していること、vi) 申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月16日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに、同僚一人の名前を挙げ、この者に対する確認を求めていることから、この者に照会したところ、「D社で申立人と一緒に働いていたことは覚えているが、当時の状況についてはよく分からない。明確な記憶ではないが、D社は下請事業所であった。社会保険には何も加入させていなかったと思う。」と供述している上、当該同僚は、オンライン記録により、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

これらのことを踏まえると、当該供述の内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録及び事業所名簿により、G社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が認められず、申立人が記憶している事業者名と類似した名称のP社又はQ社についても、厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が無い。

また、G社（P社又はQ社を含む。以下同じ。）は、それらの所在地を管轄する法務局において商業登記簿の記録は見当たらない。

さらに、申立人は、同僚の名前を記憶しておらず、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できる供述等を得ることはできない。

このほか、申立期間②当時、申立人がG社で勤務していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、J社本社に照会したところ、「当社設立当時（昭和22年）から保存している人事に関する書類（異動発令、人事に関する稟議書）及び人事カード（入社から退職までの異動記録等を記したもの）を確認したが、申立人が在籍していた事実は認められなかった。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人がI社に勤務していたことが確認できる供述等を得ることができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間③当時、I社本社で厚生年金保険の加入記録がある者のうち、生存及び連絡先が判明した12人、及び同社R支店で同保険の加入記録がある者二人の合計14人に照会したところ、回答があった11人はいずれも「申立人を記憶していない。」と供述している上、このうち同社本社で同保険の加入記録がある一人は、「厚生年金保険に加入させていたのは本社採用の職員、支店採用の準職員であった。一般的に有期雇用の作業員（K作業員、S作業員、T作業員）は同保険に加入させていなかった。」と供述しており、申立人の同社における申立ての事実について確認することができない。

加えて、申立期間③当時、I社本社及び同社R支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、健康保険の整理番号にも欠番は認められないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 4 このほか、申立期間②及び③における申立てに係る事実について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 25 日から 57 年 3 月 30 日まで

申立期間は、A社でB職として勤務していた。厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の業務内容及び自身の仕事内容等について詳細に記憶していることから判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、商業登記簿謄本に記載されている当該事業所の代表取締役であった者に照会したところ、協力を得ることができないことから、申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人が申立人と同じく当該事業所でB職として勤務していたとする一人の同僚に照会したところ、「申立人と私は、B職として勤務していた。厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述しているが、申立期間における厚生年金保険料の控除の事実について確認することができず、当該同僚は申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡は無い上、当該同僚が名前を挙げた同僚及び申立人が名前を挙げた他の同僚も、申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡は無い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 17 日から 51 年 1 月 1 日まで
昭和 50 年 4 月 17 日から A 社に B 職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、51 年 1 月 1 日になっている。
子供の病気の時など、C 健康保険組合の保険証を利用しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社から提供のあった雇用保険被保険者離職証明書の写しにより、申立人は、昭和 50 年 4 月 21 日から同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しによると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 51 年 1 月 1 日と記録されており、当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致する。

また、当該事業所に照会したところ、上記以外の書類について、「確認できる書類が無く不明である。」と回答している上、C 健康保険組合に照会したが、「当時の資料をすべて破棄しているため、確認することができない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人が申立期間当時に当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 4 人のうち、個人が特定できた 3 人に照会したところ、回答があった一人は、「B 職として勤務していたが、厚生年金保険に加入したのは正社員になってからである。正社員になるまでは厚生年金保険には加入しておらず、給与から同保険料は控除されていなかった。」と述べている上、オンライン

記録によると、当該同僚は、自身の記憶する入社日から 11 か月後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、オンライン記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者 4 人に照会したところ、3 人から回答を得ることができたが、そのうち申立人と同様に B 職であった二人のうち一人は、「入社から 6 か月間は臨時職員であり、その後、3 か月の養成員の期間を経て正社員になった。」と述べている上、同記録によると、当該同僚二人は、それぞれ自身の記憶する入社日から 7 か月以上経過した後当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。これらのことを踏まえると、当時、当該事業所では、B 職について、採用から一定期間を置いて厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものと考えられる。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 2 月ごろから 28 年 4 月 1 日まで
昭和 25 年 2 月ごろから 34 年 9 月まで A 社に勤務し、B 業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社で一緒に勤務していたとする同僚の供述から判断すると、期間及び身分の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 28 年 4 月 1 日であることが確認でき、申立期間において同保険の適用事業所に該当していた形跡は無い上、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 16 人のうち、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる者 14 人については、いずれも、同日以降に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、当該事業所に照会したところ、「昭和 43 年以前の資料は廃棄済みのため、当時の状況は分からない。」と回答している上、当時の事業主であった者も既に死亡していることから、当該事業所に係る申立期間当時の厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 16 人のうち、個人が特定され、生存及び所在が確認された者 5 人に照会したところ、回答があった 4 人のうち昭和 28 年 3 月以前から当該事業所に事務員として勤務し

ていたと供述する一人は、「私は昭和 23 年 10 月に A 社に入社したが、入社当初は会社といっても個人事業所のようなものであったため、社会保険には加入していなかった。当時、従業員のだれかが、『病院に行きたいが、お金がかかるので社会保険に加入させてほしい。』と会社に申し出たことを契機に、会社として社会保険に加入するようになり、それが 28 年 4 月であったと記憶している。私の厚生年金保険の加入も同年 4 月 1 日となっているが、正しい記録であると思っている。」と供述している一方で、当該同僚 4 人のうち他の 3 人は、いずれも、「私は昭和 28 年 4 月以降に入社した。」と供述しており、これらの者から申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

一方、当該同僚 16 人のうち、前述の 5 人を除く 11 人については、このうち 6 人は既に死亡しており、他の 3 人は所在が不明であるほか、別の二人は、当該事業所の被保険者名簿によれば、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することもできないことから、これらの者から申立期間における厚生年金保険料の控除及び当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

加えて、オンライン記録により、昭和 28 年 4 月から 33 年までに当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が確認された者 3 人に照会したところ、回答があった二人は、いずれも「私は昭和 30 年以降に入社した。」と供述しており、これらの者からも申立期間における厚生年金保険料の控除の状況等について確認することはできなかった。

その上、申立人は、「当時、信用のおける帳場担当者が、『給料から厚生年金保険料を控除しているが、社会保険庁へは支払われていない。』とっていた。」と主張するが、同人は既に死亡していることから、これを確認することはできず、上述の回答者からも、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで
申立期間はA社に勤務し、B業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、当時の採用通知書を保管しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社の採用通知書、及びオンライン記録により、申立期間前後に同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、期間及び身分の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していたのは昭和 45 年 5 月 15 日から 60 年 2 月 1 日までの期間、及びその後の平成 3 年 5 月 1 日から 5 年 5 月 1 日までの期間であり、申立期間においては同保険の適用事業所に該当していた形跡が無く、商業登記簿謄本の記録により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる者及び取締役であったことが確認できるその妻も、オンライン記録によれば、いずれも、申立期間において厚生年金保険被保険者であった形跡が無い上、昭和 60 年 2 月から平成 3 年 4 月まで国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できる。

また、商業登記簿謄本の記録により、当該事業所の役員であることが確認でき、生存及び所在が判明した者一人（前述の代表取締役の妻）に照会したところ、「申立期間当時、A社は厚生年金保険に事業所として加入しておら

ず、同保険料を給与から控除することもなかった。一方、C国民健康保険組合には加入していたため、その保険料を給与から控除していた。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚については、オンライン記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた期間においても同保険の被保険者であった形跡が無い上、申立人が姓しか記憶していないことから、個人を特定することもできないため、当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

加えて、オンライン記録により、申立期間前後の当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者4人に照会したところ、回答があった二人は、いずれも「申立期間においても継続して勤務していた。」と供述しているものの、申立期間において同保険の被保険者であった形跡が無い上、昭和60年2月から平成3年4月まで国民年金に加入するとともに、その保険料の大半又は一部を納付していることが確認でき、このうち一人は、「当時、会社から、『仕事が減って社会保険を掛けるのは無理になったので、国民年金に加入してほしい。』と説明があり、厚生年金保険料が給与から控除されなかった期間があった。」と供述しているほか、他の一人からも、当該期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 7 月まで

申立期間はA社が経営する遊戯施設BにおいてC職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。その後、平成元年8月から同社に再度勤務した期間については同保険の加入記録が確認できるので、申立期間の加入記録が無いのは納得できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社が経営する遊戯施設Bにおいて一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社は平成20年12月9日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できることから、商業登記簿謄本の記録により、申立期間当時、同社の役員であったことが確認できる者に照会したところ、「当時、正社員は全員、社会保険に加入させていたが、契約社員の場合は本人が希望すれば加入させていた。しかし、契約社員で社会保険加入を希望していた者はいなかったと記憶しており、申立人についても、昭和61年に入社した際、当時の店長から、申立人が契約社員としての入社であり、社会保険加入を希望していない旨の報告を受けていた。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚4人のうち、生存及び所在が確認された者3人に照会したところ、このうち遊戯施設Bの店長であったと供述する者は、「申立人は契約社員として採用しており、当

時、契約社員は社会保険に加入させていなかった。」と供述しており、主任であったと供述する者は、「契約社員については、本人の希望があった場合に社会保険に加入させていた。」と供述しているほか、D役員であったと供述する者も、「正社員は全員、社会保険に加入させていたが、契約社員は希望者のみ加入させていた。」と供述している。

一方、申立人が遊戯施設Bの開設準備を依頼されたとする者に照会したところ、同人は申立期間前の昭和61年7月にA社を退職したと供述している上、オンライン記録により、同人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日も同年7月31日であることが確認できることから、同人から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、オンライン記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、上述の複数の同僚が「当時の社会保険事務担当者であった。」と供述する者に照会したところ、「申立人は、最初に勤務した時には社会保険に加入していなかった。遊戯施設Bの店長から、『申立人は契約社員で、社会保険には加入しない。』と言われたことを記憶している。当時、契約社員については、経費を節減するため希望者のみを社会保険に加入させていたが、『給与の手取り額が多いほうがいい。』と言って加入を希望しない者も多かった。」と供述している。

加えて、雇用保険の被保険者記録によれば、申立期間後の平成元年8月21日から5年4月30日までの期間については申立人の当該事業所における同保険の加入記録が確認できる一方で、申立期間については同保険の加入記録が無い。

その上、オンライン記録によると、申立人は申立期間において国民年金に加入するとともに、申立期間のうち昭和62年4月から同年7月までの期間についてその保険料の免除申請を行っていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 20 日まで
昭和 41 年 3 月に A 職業訓練所を修了し、同年 4 月から B 社に勤務し、同社が倒産する 43 年 3 月まで C 業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が B 社で一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述から判断すると、期間及び身分の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無い上、オンライン記録によれば、商業登記簿謄本の記録で確認できる当該事業所の代表取締役、及び役員のうち個人が特定された者一人は、いずれも、申立期間において同保険の被保険者であった形跡が無く、両人は既に死亡していることから、当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 6 人のうち、個人を特定することができた者 5 人は、オンライン記録によれば、このうち二人については申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の 3 人については、申立期間のうち一部の期間において当該事業所とは異なる事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる一方で、申立期間のうちその他の期間においては同保険の被保険者であった形跡が無い。

さらに、当該同僚5人のうち、生存及び所在が確認された者4人に照会したところ、回答があった二人のうち一人は、「私も、B社に勤務していた期間については厚生年金保険の加入記録が確認できないが、その後に勤務した会社では、退職する際に厚生年金保険被保険者証をもらったのに、同社ではもらった記憶がないので、同社では厚生年金保険に加入していなかったのかもしれない。」と供述しているほか、他の一人は、「B社が事業所として厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と供述している上、これらの者から当該事業所に勤務していた期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2387

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和23年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和46年4月から同年7月まで

昭和46年3月にA市立施設で臨時職員として採用となり、B事業の仕事で、3か月か4か月勤務していたはずであるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市役所が提出した昭和46年4月1日起案、同年同月5日決裁の件名「臨時職員の採用について」（写し）により、申立人は、A市立施設で開催されたB事業等の事務補助として採用され、46年4月6日から同年6月7日まで同館で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同決裁文書では、採用条件として「社会保険、失業保険の適用の有無：無し」と明記されている上、A市役所は、「社会保険の適用対象外のため、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 21 日から同年 4 月 21 日まで

私はA社に昭和 41 年 4 月に入社し、52 年 4 月 1 日に会社が倒産するまで一度も会社を退職した記憶はない。申立期間はB県C市のD工場のE職として勤務しており、なぜ厚生年金保険の加入記録が無いのか納得がわからない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社で、B県C市のD工場のE職として継続して勤務していたと主張しており、複数の同僚も、「申立人が途中で退職したことはなかった。」と供述している。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、当該事業所は昭和 55 年 11 月 15 日にF社に合併し解散しており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において、申立人は健康保険の任意継続被保険者になっていることが確認できる。

さらに、申立人の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録とオンライン記録による厚生年金保険の被保険者の資格取得日、同資格喪失日（離職日の翌日）及び同資格再取得日が合致している上、申立期間において申立人は失業給付を受給していた記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。